

# 条例による事務処理の特例制度の見直しに関する提言

平成28年10月

全国施行時特例市市長会

## 条例による事務処理の特例制度の見直しに関する提言

条例による事務処理の特例制度（以下、「事務処理特例制度」という。）は、平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」による地方自治法の改正で導入された、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度である。

平成26年より個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けた検討を行う「提案募集方式」が導入されるなど、これまでの委員会勧告に基づく地方分権改革から地方の発意に基づく新たな取組への転換が図られつつあるなか、事務処理特例制度については、導入以来、これまでに400を超える法令等に基づく事務が都道府県から市町村へ移譲されており、地方分権を進める取組として着実な成果を挙げていることは評価できるものである。

しかしながら、その運用面においては、条例制定権を有する都道府県の意向が強く反映される仕組みとなっていることや、移譲対象となる事務や財政措置において都道府県間で格差が生じていることなどの課題も見受けられる。

そこで、同制度に基づく権限移譲が「提案募集方式」と並び一層の地方分権改革を進めるツールとしてこれまで以上に有効な制度として機能するよう、以下の項目について具体的な措置を講じるよう提言する。

### 1 都道府県と市町村が対等な立場で協議を行う場の設置

地方自治法第252条の17の2第2項には、「都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない」と規定されているが、第30次地方制度調査会の答申において「移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないかと指摘されているように、全国施行時特例市市長会（以下、「本会」という。）の検討においても、府県との協議は可能であるが市町村の意見・要望が反映されているかどうか不透明な事例や、府県が主導して移譲対象となる事務が決定されている事例があるなど、同様の課題が見受けられた。

その一方で、約半数の本会会員市は、市町村の意見表明や反映の機会が確保され、その意向を踏まえた協議が実施されるなど、府県との協議が十分に機能していると考えており、評価が分かれている状況にある。

そこで、このような同法第252条の17の2第2項に規定する「協議」にかかる都道府県間の格差を速やかに解消し、全ての都道府県において、市町村との間で移譲対象事務や財政措置について情報共有と相互認識を深め、対等な立場で協議を行うことができる場を設置することを地方自治法に具体的に規定するよう求める。

## 2 制度の運用にかかる国による指針等の策定

本会会員市が属する府県の6割超で市町村への権限移譲を進めるにあたっての移譲計画等が策定されており、約8割の府県で移譲対象事務のパッケージ化やリスト化がなされている。

しかしながら、3割を超える本会会員市がその移譲計画等に市町村の意向が反映されていないと捉えており、5割の本会会員市がパッケージ化、リスト化にあたって市町村の意向が反映されていないと考えている。

また、権限移譲にかかる府県による財政措置について、移譲初年度に交付される準備経費が措置されているのは、本会会員市が属する府県では5割強に留まるほか、その算定基準も府県により異なっている。

このように、前述の「協議の場」の設置状況を含め、事務処理特例制度は、運用面において、条例制定権を有する都道府県の考え方に大きく左右されている状況にある。

そこで、次に掲げる項目について、国の責任において事務処理特例制度の運用指針等を都道府県へ示すよう求める。

- (1) 権限移譲を進めるにあたっては、市町村の意向を踏まえた移譲計画を策定すること。
- (2) より効率的、効果的な権限移譲を実現するため、市町村の意向を踏まえた移譲対象事務のパッケージ化、リスト化を進めること。
- (3) 準備経費を含む移譲事務を執行するための財政措置について、同内容の移譲事務で都道府県間に格差が生じることがないように、積算にあたっての考え方を示すこと。

## 3 市町村から都道府県へ事務移譲を要請する際の議決要件の撤廃

地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる」と規定されているが、本会会員市を含め、過去に当該規定の活用実績は確認できていない。これは、第4項の規定により、都道府県知事は、「速やかに、当該市町村の長と協議」することが義務付けられているに過ぎないのに対し、市町村は、議会の「議決」という非常に重い意思決定が求められているにもかかわらず、あくまで「要請」することができるに留まっていることが主な要因の一つと考えられる。

その一方で、平成26年に創設された「提案募集方式」では、いわゆる「手挙げ方式」が採用されているが、その提案において市町村議会の議決は必要とされていない。

いずれの制度も「要請」「提案」という同レベルの申出に留まるものであることを踏まえると、事務処理特例制度における市町村から都道府県への要請のみに市町村議会の議決を求める規定はバランスを失するものと考えられる。

そこで、類似する制度間の手続き上の不均衡を無くし、より一層のスピード感と柔軟性をもって都道府県から市町村への権限移譲を進めるため、当該規定の撤廃を求める。

#### 4 市町村から都道府県への事務・権限の移譲を進める仕組みの創設

本会の検討において、そもそも処理実績がほとんどない事務が移譲対象となっていることに加え、実際に移譲された事務にも個々の市町村単位では処理件数が少ない事例があるなど、市町村へ移譲された事務が必ずしも事務の効率化や住民サービスの向上につながっていない事例が見受けられる。

また、これからの地方自治体を取り巻く環境を踏まえると、国から都道府県、都道府県から市町村への一方向の権限移譲のみに留まらず、広域自治体としての都道府県が果たすべき役割として、市町村に対する補完機能の強化の一環として権限の集約化も検討すべきと考える。

そこで、広域自治体としての都道府県と住民に最も身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割を踏まえ、事務を一層効果的に実施することを目的に、それぞれの地域の実情に応じた市町村から都道府県への権限の移譲を可能とする仕組みを創設するよう求める。

平成28年10月17日

全国施行時特例市市長会